

令和4年4月21日  
総務部総務課

## 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

### 1 改正趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）（以下「動物愛護管理法」という。）の一部改正に伴い、犬の登録及び鑑札の交付手数料に係る特例措置を定めるとともに、東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和61年東京都条例第51号）の一部改正に伴い、ふぐ加工製品取扱届出済票に係る交付手数料及び再交付手数料を廃止する必要性が生じたため、世田谷区手数料条例の一部を改正する条例を令和4年第1回臨時会に提案する。

### 2 改正内容

#### （1）動物愛護管理法の一部改正に伴う犬の登録及び鑑札の交付手数料に係る特例措置

##### ①改正理由

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第1項及び第2項の規定に基づく犬の登録及び鑑札の交付事務において、対象となる犬が動物愛護管理法第39条に基づくマイクロチップを装着している場合、これを鑑札とみなし、交付手数料は徴収しないこととする。

##### ②改正内容

別表第1の48の項中「及び鑑札の交付」の次に「（動物愛護管理法第39条の7の規定が適用されるものを除く。）」を加える。

##### ③施行予定日

令和4年6月1日

#### （2）東京都ふぐの取扱い規制条例の一部改正に伴うふぐ加工製品取扱届出済票に係る交付手数料及び再交付手数料の廃止

##### ①改正理由

ふぐの加工製品取扱届出制度の廃止に伴い、ふぐ加工製品に係る手数料を廃止する。

##### ②改正内容

別表第1の74の項及び75の項を削除するとともに、規定の整備を図る。

##### ③施行予定日

公布の日

### 3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

## 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号					○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号				
本則略					本則略				
<p><u>附 則</u>  <u>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</u>  <u>(1) 次号に掲げる改正規定以外の改正規定 公布の日</u>  <u>(2) 別表第1の48の項の改正規定 令和4年6月1日</u></p>									
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務		名称等	額	徴収時期	事務		名称等	額	徴収時期
1～ 47	略				1～ 47	略			
48	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第1項及び第2項の規定に基づく犬の登録及び鑑札の交付（ <u>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105</u>	犬の登録（鑑札の交付を含む。）手数料	3,000円	登録申請のとき。	48	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第1項及び第2項の規定に基づく犬の登録及び鑑札の交付	犬の登録（鑑札の交付を含む。）手数料	3,000円	登録申請のとき。

改正後					改正前				
	<u>号) 第39条の7の規定が適用されるものを除く。)</u>								
49～72	略				49～72	略			
73	毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	毒物又は劇物販売業登録票再交付手数料	4,900円	再交付申請のとき。	73	毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	毒物又は劇物販売業登録票再交付手数料	4,900円	再交付申請のとき。
<u>74</u>	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第3条第1項の規定に基づく麻薬小売業者の免許の申請に対する審査	麻薬小売業者免許申請手数料	4,600円	免許申請のとき。	<u>73の2</u>	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第3条第1項の規定に基づく麻薬小売業者の免許の申請に対する審査	麻薬小売業者免許申請手数料	4,600円	免許申請のとき。
<u>75</u>	麻薬及び向精神薬取締法第10条第1項の規定に基づく麻薬小売業者	麻薬小売業者免許証の再交付手数料	3,200円	再交付申請のとき。	<u>73の3</u>	麻薬及び向精神薬取締法第10条第1項の規定に基づく麻薬小売業者	麻薬小売業者免許証の再交付手数料	3,200円	再交付申請のとき。

改正後					改正前					
	の免許証の再交付					の免許証の再交付				
					74	<u>東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和61年東京都条例第51号）第17条第2項の規定に基づくふぐ加工製品取扱届出済票の交付（卸売市場外営業に限る。）</u>	<u>ふぐ加工製品取扱届出済票の交付手数料</u>	<u>3,000円</u>	<u>届出のとき。</u>	
					75	<u>東京都ふぐの取扱い規制条例第17条第4項の規定に基づくふぐ加工製品取扱届出済票の再交付（卸売市場外営業に限る。）</u>	<u>ふぐ加工製品取扱届出済票の再交付手数料</u>	<u>2,400円</u>	<u>再交付申請のとき。</u>	
76	動物質原料の運搬等に関する条例（昭和33年東京都条	1 動物質原料の運搬業許可手数料 2 動物質原		8,000円 4,000円	申請のとき。	76	動物質原料の運搬等に関する条例（昭和33年東京都条	1 動物質原料の運搬業許可手数料 2 動物質原	8,000円 4,000円	申請のとき。

改正後						改正前					
	例第3号) 第17条の規定に基づく動物質原料の運搬業の許可の申請に対する審査及び運搬容器の検査(卸売市場外営業に限る。)	料の運搬業許可更新手数料					例第3号) 第17条の規定に基づく動物質原料の運搬業の許可の申請に対する審査及び運搬容器の検査(卸売市場外営業に限る。)	料の運搬業許可更新手数料			
		3 運搬容器検査手数料	運搬容器1個につき	200円				3 運搬容器検査手数料	運搬容器1個につき	200円	
		4 運搬容器再検査手数料	運搬容器1個につき	100円				4 運搬容器再検査手数料	運搬容器1個につき	100円	
		5 運搬容器検査証再交付手数料		100円				5 運搬容器検査証再交付手数料		100円	
77~	略					77~	略				
以下略						以下略					